

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人大分大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、役員会・経営協議会・教育研究評議会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本部、学部及び研究科、附属病院、各共同教育研究施設ならびにその他主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人業務実施コストの状況を適正に示していると認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (6) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成24年6月20日

国立大学法人 大分大学

監事

石川公一

印

監事

吉庄研二

印